

がん薬物療法認定薬剤師研修事業における 暫定研修施設の取り扱い

Q1. 暫定研修施設と認定されました。認定されてから3年以上経過後に、がん薬物療法認定薬剤師の認定申請をすることが可能となるのでしょうか。

A1. 暫定研修施設として認定された年から認定申請をすることが可能です。

例えば、令和3年度に暫定研修施設として認定された場合、試験合格、当該施設での3年以上のがん薬物療法への従事等を含めた全ての申請資格をみたしていれば、令和3年度に認定申請をすることが可能です。

Q2. 暫定研修施設と認定された場合、自施設でがん薬物療法に関する8週間の研修を行い、習熟度・到達度判定票等を提出する必要はありますか。

A2. 暫定研修施設と認定されている施設で、3年以上がん薬物療法に従事していた場合、がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格(6)の要件を満たします。特別にカリキュラムを組んで8週間の研修をして頂く必要はなく、習熟度・到達度判定票等の提出は不要です。

がん薬物療法の従事歴	申請可否
研修施設(他) + 暫定研修施設(自) → 3年以上	○
暫定研修施設(他) + 暫定研修施設(自) → 3年以上	○
未研修施設(他) + 暫定研修施設(自) → 3年以上	×
暫定研修施設(自)のがん従事歴3年未満 + 自施設で 8 週間研修	×

Q3. 現在、暫定研修施設として認定されていますが、認定期間に「厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等」ではなくなりました。暫定研修施設の認定は取り消されるのでしょうか。

A3. 暫定研修施設に認定されている期間中に、「厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等」ではなくなる場合、直ちに暫定研修施設の認定は取り消されません。ただし、更新申請時に本要件を満たすことが出来ない場合、暫定研修施設の更新をすることはできません。

Q4. 現在、暫定研修施設として認定されています。「日本病院薬剤師会が認定したがん薬物療法認定薬剤師あるいは日本医療薬学会が認定したがん指導薬剤師・がん専門薬剤師が1人以上常勤していること。」とありますが、上記の資格取得者が他施設に異動となりました。暫定研修施設の認定は取り消されるのでしょうか。

A4. 認定期間に「日本病院薬剤師会が認定したがん薬物療法認定薬剤師あるいは日本医療薬学会が認定したがん指導薬剤師・がん専門薬剤師」の施設異動や資格更新ができない場合、直ちに暫定研修施設の認定は取り消されません。ただし、更新申請時に本要件を満たすことが出来ない場合、暫定研修施設の更新をすることは出来ません。

Q5. 暫定研修施設は、「5年ごとの研修施設認定更新時において、更新申請までの5年間に、日本病院薬剤師会が認定したがん薬物療法認定薬剤師あるいは日本医療薬学会が認定したがん指導薬剤師・がん専門薬剤師に1名以上認定されなければならない。」と記載がありますが、本要件の詳細を教えてください。

A5. 暫定研修施設として認定されている5年間の期間中に、新たに日本病院薬剤師会が認定したがん薬物療法認定薬剤師あるいは日本医療薬学会が認定したがん指導薬剤師・がん専門薬剤師を1名以上認定されなければ暫定研修施設の更新をすることは出来ません。

本要件を満たすことが出来ず、暫定研修施設の更新が出来ない場合、再度暫定研修施設となることは出来なくなる予定です。

Q5記載要件に係る、暫定研修施設更新の可否について

認定を取得後に他施設に異動となった場合(新規認定者が不在)	○
他の研修施設と自施設での研修期間が合わせて3年以上となり、認定者が誕生した場合	○
認定期間中に新規認定者は認定されなかつたが、既認定者が更新した場合	×
他施設へ異動後に認定を取得した場合	×
認定者が他施設から異動してきた場合	×

Q6.現在暫定研修施設と認定されている施設で、3年以上がん薬物療法に従事していました。現在は、暫定研修施設として認定されていない施設で働いていますが、がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格(6)に記載の「研修施設において3年以上、がん薬物療法認定薬剤師に従事していること」の要件を満たしますか。

A6. 現在、暫定研修施設と認定されている施設で、3年以上がん薬物療法に従事していた場合、がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格(6)の要件を満たします。ただし、暫定研修施設の所属長の証明が必要となります。